

厚木愛甲環境施設組合事業懇話会先進施設視察

平成 25 年度第 2 回懇話会は、東京 23 区内の一般廃棄物の中間処理を共同で行うために設置された、「東京二十三区清掃一部事務組合」のうち、火格子式焼却炉を採用している「大田清掃工場」と流動床式焼却炉を採用している「渋谷清掃工場」にお伺いいたしました。

周辺に住環境のない工業地域の大田清掃工場、マンションや商業地域に面した渋谷清掃工場など、立地条件が対照的な両施設における稼働の状況などを始め、施設の諸般にわたり視察を行いました。

当日は、概要説明及び施設内の見学後、環境対策や施設の運営に係る活発な質疑が行われました。

1 日 時 平成 25 年 11 月 11 日（月） 10：00～15：00

2 参加者 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会委員 9 人

大田清掃工場施設概要

施設名称	大田清掃工場
所在地	大田区京浜島 3-6-1
竣工	平成 2 年 3 月
処理量	600 t /24h (200t/24h×3 炉)
炉形式	全連続燃焼式火格子焼却炉
建物構造	地下 1 階、地上 6 階
	敷地面積 92,000 m ²
	建築面積 9,500 m ²
	延べ面積 24,000 m ²
人口	8,915,766 人(東京 23 区全体)
面積	621k m ² (東京 23 区全体)

渋谷清掃工場施設概要

施設名称	渋谷清掃工場
所在地	渋谷区東 1-35-1
竣工	平成 13 年 7 月
処理量	200 t /24h (200t/24h×1 炉)
炉形式	全連続燃焼式流動床焼却炉
建物構造	地下 3 階、地上 6 階
	敷地面積 約 9,000 m ²
	建築面積 約 5,380 m ²
	延べ面積 約 16,500 m ²
人口	8,915,766 人(東京 23 区全体)
面積	621k m ² (東京 23 区全体)



【主な質疑応答】（概要）

《大田清掃工場》

Q. 焼却炉のしくみについて教えてください。

A. 当日配付資料により、火格子（ストーカ炉）焼却炉、流動床焼却炉について説明。

- ・ストーカ炉：ストーカという階段状の炉にごみを載せ、万遍なくごみを燃やすものがあります。
- ・流動床炉：バケツ状の炉の中で火を燃やすものであります。炉の中には砂が入っており、下から空気を送って流動する中でごみを燃やすものであります。

Q. 焼却をする時間は、ストーカ炉の方が速いのですか。

A. ごみを投入してから灰になるまで、ストーカ炉では2時間近くかかります。

流動床炉では、少しずつごみを投入するため、燃えるごみが燃えてしまうのは数分です。燃えないものは下に残ります。

Q. 一般家庭から排出される廃棄物と、事業系から排出される廃棄物の割合を教えてください。

また、家庭から排出される可燃ごみは区が回収し、事業所の場合は民間業者への委託により回収がされているものと考えられますが、当施設で受入れているのでしょうか。

A.

家庭から排出されるごみは、区が収集し、当施設に搬入されます。

東京23区は、ごみ収集の有料化をしておりませんので、区民の方が排出されるごみは、税金により処理をしているということになります。

区民の方から排出されるごみは、一般廃棄物の可燃ごみと不燃ごみであります。

また、大きな事業所から排出されるごみは、事務所ビルのような場所から生活ごみとして排出されるものであり、これは事業系の一般廃棄物となります。

さらに、工場の生産ラインから排出されるごみは、産業廃棄物となります。

当施設では、事業系の一般廃棄物について受入れますが、産業廃棄物は受入れません。

一般廃棄物については民間の収集業者が回収をし、当施設に搬入をしますが、料金を徴収し処理をしているものであります。

Q. 事業系一般廃棄物における1キログラムあたりの処理料金を教えてください。

A. 1キログラム当たり15.50円です。

《渋谷清掃工場》

Q. 東京二十三区清掃一部事務組合には21の施設があると伺いました。各施設におけるメーカーの選定はどのようにして決められたのですか。

A. これまでは、技術提案書の提出により内容を審査し、発注すべき計画に到達しているか審査し、合格したメーカーを応札可能な業者として指名をしておりました。一般競争入札の前に技術審査を実施していたものであります。

最近では、技術審査の後、技術提案に基づく評価により技術評価を点数化するとともに入札を行い、技術点と入札点を合わせた総合評価により選定しております。

Q. 当施設の建設に当たり反対運動等があったものと伺いましたが、一番大きな反対要素はどのようなものでありましたか。

A. なぜ、ここに建設をするかということが大きな問題でありました。

過去に都知事の政策の一環で、「自区内処理」が掲げられており、ごみの集中化を防ぐため1区1工場の建設を行いましようという考えがありました。後の都知事においては、清掃事業の区域化を進めて行く考えがありました。こうした考えに基づく経緯の中で、バブルの時代には有明や港、墨田、豊島、目黒など新規工場を設立しました。

23区の工場においても、山の手線内にある渋谷工場は都心型の工場で、道路のアプローチ、接道の方法等については厳しい指導を受けました。現在でも清掃車の当工場へのアプローチの方法については非常に要望が多いものであります。

Q. 高い煙突（147メートル）から、冬の寒い時期に白いもの（水蒸気）が出るであろうかと思えます。知らない住民は誤解されるのではないかと思えますが、その対策はどのようにされていますか。

A. 当工場では、白煙防止装置を設置しており、冬でも白いものは見えないと思えます。

Q. 渋谷区内にごみ処理施設ができたのは、ここが初めてということでしょうか。それまでは、渋谷区のごみはどこで処理をしていたのですか。

A. 目黒工場や世田谷工場で処理をしていました。